

第 99 回 杜の都の環境をつくる審議会 議事録

日 時：令和 7 年 6 月 4 日（水）13 時 30 分～16 時 30 分

会 場：仙台市役所本庁舎 8 階 第一委員会室

出席委員：池邊委員、岩間委員、遠藤委員、佐藤委員、庄子委員、馬場委員、平塚副会長、
舟引会長、御手洗委員、横田委員、渡部委員（計 11 名）

欠席委員：高野委員、牧委員、横張委員（計 3 名）

事 務 局：建設局長、建設局次長、建設局次長、百年の杜推進部長、百年の杜推進課長、
同課主幹兼緑化推進係長、同課花とみどり協働担当係長、同課主幹兼緑地保全
係長、同課主幹兼広瀬川創生係長、百年の杜推進部参事兼公園管理課長、同課
利活用推進担当課長、同課施設管理係長、同課企画調整係長、同課利活用推進
係長、公園整備課長、同課主幹兼建設係長、同課青葉山公園整備室長、こども
若者局子育て応援都市推進課長、同課遊び場整備担当係長（計 19 名）

司 会：百年の杜推進課長

1. 開会

○事務局（水嶋課長：百年の杜推進課）

—開会—

- ・局長挨拶、資料確認

○舟引会長

—議事録署名人の指名—

- ・議事録署名人：舟引会長、岩間委員

2. 議事

（1）審議事項

①都市公園への移行に伴う保存緑地の指定解除について

○事務局（岩淵主幹：百年の杜推進課緑地保全係）

—資料 1、参考資料 2 について説明—

○佐藤委員

- ・ 案内沢北保存緑地について、平成 28 年度と平成 29 年度に公園整備が行われているが、なぜ保存緑地の指定解除までに時間差が生じたのか。
- ・ 小松島二丁目保存緑地と藤松保存緑地について、都市公園法に基づく整備が進むと考
えるが、指定解除後も引き続き緑地保全の配慮をしていくのか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 緑地を管理するための図面の整備や、区役所への管理引継ぎの調整に時間を要したため、公園整備から保存緑地の指定解除までに時間差が生じた。
- ・ 小松島二丁目保存緑地と藤松保存緑地については、都市公園として公告する際に、種別を都市緑地としているので、緑地の形態を保全していく。

○佐藤委員

- ・ 小松島二丁目緑地と藤松緑地の公園整備の計画は今後策定するのか。

○事務局（水嶋課長）

- ・ 基本的には、現状のまま管理していくこととなり、藤松緑地は地域の住民により時折維持管理をしていただいているが、現状では施設整備の予定はない。

○渡部委員

- ・ 過去に、緑地の形態がなくなっていることを理由に、保存緑地の指定を解除しているが、これは、何の届出もなく緑地が失われ、その状況を把握したために解除したのか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 開発や土地利用の変更に伴い、土地所有者から緑地として継続できない旨の申し出を受けたうえで、保存緑地の指定を解除している。

○御手洗委員

- ・ 保存緑地について、用地を積極的に買い取る方針なのか、あるいは土地所有者からの要望を受けた段階で買い取る方針なのか。また、買い取った保存緑地については、原則的に都市公園に移行していくのか、あるいは優先順位をつけながら都市公園に移行していくのか。

○事務局（水嶋課長）

- ・ 保存緑地の用地については、土地所有者から申し出があった場合に、買い取るということにしており、市として積極的に買い取っていない。
- ・ 買い取った保存緑地については、基本的には都市公園に移行することを目指しているが、買い取った際の財源の種類の関係で、例えば国の補助金を使った場合は、特別緑地保全地区に指定することを視野に入れながら、最終的な管理をする方法として、都市公園に移行していくことを検討している。

○御手洗委員

- ・ 保存緑地の土地を取得してから都市公園へ移行するまで時間を要しているの、理由を確認したく伺った。

○事務局（水嶋課長）

- ・ 緑地全体の土地を取得できれば都市公園に移行していくが、取得後に都市公園として管理していくためには、様々な調整が必要となり時間を要することがある。

○馬場委員

- ・ 藤松緑地において地域住民が維持管理に関わっているとのことだが、今後もそのようなコミュニティ活動に取り組む希望があった場合は、妨げずに推奨していく方針なのか。

○事務局（水嶋課長）

- ・ 市のみで公園を維持管理していくことは困難であり、地域の方々の協力が不可欠なので、現在取り組んでいただいている活動は継続していただけるよう、依頼していきたい。

○舟引会長

- ・ 審議対象となる全ての緑地を視察したが、案内沢北保存緑地には、様々な種類のシャクナゲがあり、素晴らしい緑地であった。
- ・ 参考資料2について補足すると、保存緑地は市の条例に基づく制度であり、ほかの3つの制度は国の法律に基づくもので、指定に際し手続きが煩雑である。よって、市として保全したい緑地を、土地所有者の合意が得られれば、まずは保存緑地に指定し、費用のかかる公有地化を行わず、土地所有者に緑地を保全してもらいたいのが本音だと考える。次に、公有地化を図る必要が生じる前段で、相続税や固定資産税が大幅に減免される特別緑地保全地区制度を活用し、可能であれば引き続き土地所有者に緑地を保全してもらおう。都市計画緑地への指定は、将来都市公園にするために公有地化をする意思表示と言える。特別緑地保全地区と都市計画緑地の両方の指定の手続きを踏んだ上で公有地化し、都市公園法上の都市緑地に指定することで、管理根拠となる法令を明確にすることができ、緑地を保全するための最終目標が果たされることとなる。ただし、最終目標に到達するには、莫大な費用と手間を要す。
- ・ よって、今回の審議事項の表題は「指定解除」となっているが、緑地保全の最終目標に到達して喜ばしいことであると理解していただきたい。
- ・ 本件について、異議がなければ了承することとしたい。
(委員一同了承)

②保存緑地の区域変更について

○事務局（岩淵主幹）

—資料2について説明—

○渡部委員

- ・ 本件では予定よりも緑地を開発することになってしまうために保存緑地を解除しつつ、存置できる緑地ができたので追加することになったが、設計変更による代償措置という形でなくても、保全できる緑地が発生した場合に、追加で保存緑地に指定することはできるのか。またそのような事例はあるのか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 保存緑地内で開発行為を行う場合、緑地内行為の許可手続きが必要となるが、許可申請内容に変更がなければ、追加指定の申し出は発生しないので、市ではなかなか把握できないが、もしそのような申し出があれば、追加で指定をしていきたい。

○渡部委員

- ・ 保存緑地に指定されればメリットもあるので、保存緑地を追加する手法として、土地所有者に理解いただいて、普及することが可能だと考える。

○佐藤委員

- ・ 資料2の2ページ「参考：第92回審議会審議内容」の（1）「区域変更の概要」に、保存緑地内行為により緑地が失われることから代償措置として敷地内の保存緑地区域外となっていた緑地を保存緑地に追加しているが、代償措置は必須なのか、あるいは市から土地所有者に依頼をするものなのか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 必須ではなく、土地所有者へ依頼・協議するかたちをとっている。

○佐藤委員

- ・ 保存緑地の指定解除の際に、土地所有者に対して代替用地の有無について市が確認しているということか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ そのとおりである。

○舟引会長

- ・ 本件について、異議がなければ了承することとしたい。
(委員一同了承)

③保存樹木の指定解除について

○事務局（岩淵主幹）

—資料3について説明—

○庄子委員

- ・ 平成7年の段階で、健康状態が不良で衰弱していることが判明しているが、樹木の所有者から養生措置の依頼等の相談があった場合は、市が支援する方法はあるのか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 仙台市保存樹木等の保全に関する助成要綱により、枯損防止や危険防止等に対して樹木の所有者から相談があれば、助成金を交付している。

○庄子委員

- ・ 本件では、樹木の所有者から相談がなく、手を施すことができなかったということか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ そのとおりである。

○渡部委員

- ・ 支援方法はあっても、支援を受けるためにコストや手間がかかるために、対処できなかったということか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 基本的に、樹木の所有者が保全することとなっているが、当該樹木は、非常に多くの所有者で構成される共有地にあったものであり、共有者同士の合意がなかなか取れなかったことが要因だと推察される。

○渡部委員

- ・ 個人で判断できない場合に、市が判断のサポートが必要があると考ええる。支援を受けるための進め方を工夫して案内できると良い。

○御手洗委員

- ・ 当該樹木の南側の主幹の伐採をしているが、保存樹木の指定解除後に伐採したことになるのか、あるいは指定解除前であるが何らかの規定に基づいて伐採をしているのか。今回の伐採の条例上の根拠を教えてください。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 指定解除する前に伐採している。杜の都の環境をつくる条例では、指定解除する前の伐採の可否について明確に規定はしていないが、当該樹木は神社の敷地内にあり、地域住民が来訪されることがあるため、危険防止の観点から伐採するという所有者の判断があった。

○御手洗委員

- ・ 条例上、伐採を禁止していないのであれば問題ないが、本来は、危険がある場合、伐採を可とする旨の記述をする、あるいは、指定解除に係る当審議会の開催手続きに時間を要するのであれば、電子メールでの審議等があると良いと考える。

○舟引会長

- ・ 樹木の保全に協力することを約束いただいたら、樹木の管理に対して一定の支援が得られることが条例には記載されていて、保存樹木に指定された樹木を守らなければならないという義務規定はないと理解すればよいのか。

○事務局（水嶋課長）

- ・ 樹木を保全するために指定するものなので、保全する努力については明記しているが、保全しなくなった場合の、細かい規定は明記されていない。
- ・ 今回の場合は、緊急措置としてやむを得ないという判断を下した。

○御手洗委員

- ・ やむを得ないという判断については、適当だと考える。

○舟引会長

- ・ 昨今、倒木で街路樹等の被害が出ており、街路樹や公園樹は当然点検していると思うが、保存樹木は、市で点検しているのか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 5年に1度、樹木の一斉調査により樹勢診断を行っているが、その後の点検は行って

いない。

○舟引会長

- ・ 樹木診断は、樹木医等に依頼して行っているのか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ そのとおりである。

○舟引会長

- ・ 5年に1度の診断で指摘されないと、診断後の5年間は、樹勢不良が生じても致し方ないと理解した。

○横田委員

- ・ 伐採された樹木がその後どのように処理されているか市で把握しているのか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 伐採後、神社の脇に積んでいるが、その後の処分方法については把握していない。

○佐藤委員

- ・ 推定樹齢600年となると、非常に貴重な樹木であり、地域の方々の信仰も厚く、伐採の際には地域住民も思うことがあったのだと推察する。そのような想いに対して、市が支援するのは難しいと思う一方で、歴史ある保存樹木であるので、伐採後の活用を検討できると良い。行政だけでは不可能だと考えるが、樹齢の高い貴重な樹木はまだあるため、今後市民参画・連携により、伐採後も歴史ある樹木を思い出せるような取り組みが出来ると良い。
- ・ 東京では街路樹を活用している会社があり、仙台市でも出てくると良いし、すでにあれば連携できたら良いと考える。

○舟引会長

- ・ 公共の樹木と私有財産の樹木とでは、対処の方向性が変わってくると考えるが、参考にしていきたい。

○池邊委員

- ・ 今回のような高齢の樹木は、5年ごとではなく、もっと頻繁に診断を行うべきと考える。

○舟引会長

- ・ 公園樹や街路樹等、市民に危害が加わるおそれのある樹木の点検は最優先に実施していただきたいが、本件のように樹齢が高い保存樹木について、優先的に点検すべきかどうかについても配慮しながら取り組んでいただきたい。
- ・ 本件について、異議がなければ了承することとしたい。
(委員一同了承)

④仙台市みどりの基本計画の中間見直しについて

○事務局（中川主幹：百年の杜推進課緑化推進係）

—資料4-1、4-2、参考資料1-1、1-2、1-3について説明—

○岩間委員

- ・ 計画全体の指標である「身近なみどりに対する市民満足度」が上昇しており、継続して取り組んでいただきたいと考えているが、みどりの量の満足度に対して、質の満足度が低くなっていることについて、量に対する問いは、アンケートの際に回答者に伝わりやすいが、質については、回答者によってイメージが異なるのではないか。樹木の状態を質として捉える人もいれば、街路樹の剪定の管理状況等によって質を判断する人もいると考える。アンケートの際に、どのような設問にしているのか伺いたい。
- ・ みどりに関する活動団体数が増加していることは喜ばしいことである一方、認知度が低いことは残念である。みどりの基本計画の指標では、団体結成数を重視しているが、結成後の活動率や活動件数を把握する意向はあるのか。これだけ認知度が低いと、何かしら対応すべきと考える。
- ・ 観光分野との連携について賛成するが、先日秋保大滝周辺でウォーキングマップを作成している団体に最新の状況を聴く機会があり、乱獲やごみの投棄の増加が発生することを懸念していた。観光との連携と併せて、関係者への支援策等をみどりの基本計画に具体的に記載すると、絵にかいた餅にならないと考える。

○事務局（中川主幹）

- ・ みどりの市民意識調査の中では、みどりの質を「緑が持っている機能のことで、具体的には環境を良くする、生物を保全する、景観を良くする、癒しになる等の機能」と明示しており、明示した定義とは異なった捉え方をしている回答者もいると考えているが、本アンケートでは、みどりが与える効果を「みどりの質」と捉えている。
- ・ みどりに関する活動団体の活動率や活動件数、活動継続の意向等を市政モニターアンケート等の市民アンケートを活用して把握することは可能と考える。
- ・ オーバーツーリズム等により自然が荒らされる懸念はありと考えており、何でも受け

入れるということではなく、一定のルールを設けることを検討する必要があると考えている。

○舟引会長

- ・ みどりの市民意識調査の身近な緑に関する設問文は、過去の調査から変えているのか。

○事務局（中川主幹）

- ・ 設問文は変えていない。

○舟引会長

- ・ 設問文を変えないで、回答に変化があったという認識でよいのか。

○事務局（中川主幹）

- ・ そのとおりである。

○遠藤委員

- ・ みどりの市民意識調査について、調査対象者が 18 歳以上の市民 5,000 人となっているが、10 代から 30 代の回答数がとても少なくなっている。若い世代による仙台での体験、仙台への愛着が将来に影響すると考えるので、調査対象者数が年代ごとに均等に割り振られているのか伺いたい。
- ・ 緑に関する活動団体の認知度について、まち美化サポーターや公園愛護協力会は市と連携して取り組んでいるが、緑の活動団体等は、自ら活動対象地を決めて活動しているが、活動の参加者を広く募集する取り組みが出来ておらず、もったいない。一方で、活動団体数が、令和元年度と比較して約 50 団体増加していることについて、仙台市としてどのように分析しているのか。
- ・ みどりの市民意識調査の結果を見ると、杜の都・仙台に誇りを持っているが、緑の豊かなまちづくりのために実践している・実践したい活動の数値が減少している。これはこどもの体験等が減っていることが要因であると考えられ、こどもの体験が減ることでの様々な弊害が生じるといわれている。みどり豊かなまちづくりのために実践している・実践したい活動の数値を伸ばすためにも、みどりに関する活動団体と連携し、広報等で協力すること、また、市民参加型の取り組みを一緒に実施することをより推進していただきたい。

○事務局（中川主幹）

- ・ 市民意識調査の調査対象者は、無作為抽出で決めており、各年代で同じ人数を割り振

っているわけではない。

- ・ 緑の活動団体による参加者の募集について、活動の体験会を企画し、市政だよりで募集している事例があり、市と各緑の活動団体との連絡会議の中で、体験会の開催について、各団体に促している。
- ・ みどりに関する活動団体数の増加要因としては、公園愛護協力会の結成数の増加によるものが大きく、緑の活動団体の結成数は約 30 団体を維持しており、令和元年度からほぼ増加していない。
- ・ 緑の豊かなまちづくりのために実践している・実践したい活動の数値を上げるために、幼少期の体験を重視する必要があると考えており、東部沿岸地域で実施している、ふるさとの杜再生プロジェクトでのボランティア活動の広報では、市内の全小学校にチラシを配布している。また全国都市緑化仙台フェアのレガシー事業として、「未来の杜せんだいネット ハナミドリエ」を開始し、花好きの市民だけでなく、高齢者や小さなこどもでも参加できるような、花の植え替えイベントや植え替え時に摘んだ花を使用したブーケづくり等の入門編プログラムに取り組んでいる。ハナミドリエでは、緑の活動団体等もイベントに協力してもらいながら、活動団体のメンバーを増やすための情報発信に活用してもらい、実際にメンバーを増やしている事例もあるので、今後もイベントの参加者と協力者ともにメリットが生まれる取り組みを進めていきたい。

○池邊委員

- ・ みどりの質と量に関して、市街化調整区域等では、樹林地や草地の増加により緑被率が上昇しているが、耕作放棄地が増えているだけで美しいものではないのではないかと推察してしまう。杜の都・仙台は従来から魅力的な都市だったが、熊本市も政令指定都市となり、緑化の工夫をしている中で、仙台市は、今後 10 年でこどもたちと一緒に美しく、誇りを持てる都市にしていく意思が見られない。国の動向を踏まえて気候変動への対応や、グリーンインフラの取り組みを進めているのは良いが、これまでの仙台の魅力を貫き、世界に発信する姿勢が見られないので、みどりの質に対する満足度が、量に対する満足度と比較して低いと考える。住まいの近くの公園の満足度についても、質と量ともに十分であるという回答が 4 割以下である。市では調査結果をもとに満足度が高いと考察しているが、杜の都の魅力を 10 年後も保てるだけの戦略が見えてこないので、強化していただきたい。単に緑被率が高いだけでなく、定禅寺通をはじめとした都心部が綺麗で、シンガポールのようにみどりが美しく治安も良い都市を目指すべきと考える。みどりの基本計画の中間見直しに際し、「こども」の視点を重視するのであれば、戦略を明確にする必要があるが、現状では戦略が散り散りになっており、杜の都を 10 年後まで守れるか心配である。

○事務局（中川主幹）

- ・ 現行のみどりの基本計画のままでは不十分な点があることは認識しており、特にみどりの質については、みどりの市民意識調査の自由記述欄からも、みどりが美しい状態に保たれてこそ評価されることが示唆された。みどりの量が多すぎても逆に不快に感じる研究結果があり、みどりの質と量のバランスについて検討する必要がある。みどりの質を評価するアウトカム指標が設定できれば、質の高いみどりを増やすことに繋がると考える。

○池邊委員

- ・ 開発に伴う緑化には、様々な手法が導入できると考える。他の都市にはない、仙台ならではのみどりの特色を、美しさという視点で出していただきたい。

○舟引会長

- ・ みどりの質に関する課題は重く、中間見直しの検討期間中に指標を設定できるものではないと考えるが、次期計画に向けて、現計画の下半期において、みどりの質をモニタリングできる手法の確立に挑戦していただきたい。

○渡部委員

- ・ 見直しの方向性が、施策体系や重点的な取り組みにどのように繋がるのか整理できず、市民に説明する際に、少し複雑に思われてしまうと感じた。
- ・ 資料4-1の5ページの記載内容について、1つ目の基本理念や基本方針、取り組みの姿勢を継続することは良い。2つ目の脱炭素と3つ目のカーボンニュートラルに関する方向性については、重複感があるので、もう少し整理ができると考える。
- ・ みどりの価値を高めるために、カーボンニュートラルの視点におけるみどりによる熱軽減等、みどりの質について計画の中でもわかりやすく説明されることが重要である。
- ・ こどもに関する取り組みを検討する際に、子育て世代の定住の視点を持つことが重要である。居住箇所を決めるうえでは、周辺環境が影響してくると考えており、居住者が増加している個所のみどりの質や公園の充実度の関係性が把握できるとよい。
- ・ みどりの市民意識調査において、グリーンインフラの認知度が停滞していることについて、みどりがもつ効果を問えば、もう少し認知度は高くなると考えており、市民に分かりやすい説明が必要である。また、上流から下流まで広域な視点を持つことも重要である。「ウェルビーイング」等新たな言葉も出てきており、個々の項目について市民意識を把握することも必要だが、総合的に、みどりにより生きやすさや幸せが得られていることを把握できると良い。

○馬場委員

- ・ 現計画の基本方針1に「防災」という文言があり、東日本大震災の記憶は風化させてはならないという想いは、共通事項だと考えるので、計画の見直しに際し、気候変動について大きく取り上げているが、防災とみどりの関わり合いについては度外視できないと考える。
- ・ 先日高知県で海から100m離れた学校の防災教育について視察した際に、こどもたちに山に避難する経路を案内してもらった。これらのこどもたちの8、9割が学区外から通っており、少ないニーズかもしれないが、気候やみどりの環境に優れた場所に通わせたいという意向が要因である。この経験を踏まえみどりの市民意識調査の結果を見ると、多数派の人に向けた取り組みを進めても、アンケートの回答の傾向は変わらないが、少数派の人のニーズに応じていくと、回答の数値・傾向も変化するのはないかと考える。少数派の人のニーズに応じていくためには、公園部局やこども部局等との連携が必要となる。
- ・ みどりの市民意識調査の数値を変えていくためには、メディアやSNSを活用した情報発信を工夫していく必要がある。普段学生に接していると、全てSNSで情報を入手しており、紙媒体で情報を得ることはない。ポイントを押さえ、人の動きを操作できるような取り組みを下半期に戦略的に行っていただきたい。

○御手洗委員

- ・ 仙台市市民意識調査において、「百年の杜づくり」に対する市民満足度が、3年連続で市の施策の中で1番高くなっているが、2、3番目に高い施策は何か。
- ・ みどりの市民意識調査において、街路樹に関する設問で都心部と住宅地で分けているが、何故みどり全体で都心部と住宅地とに分けずに街路樹のみ分けて質問しているのか伺いたい。
- ・ 資料4-1の3ページの「計画の中間評価」において、「車両での通行者と沿道の住民との間に街路樹に対する意識が異なることが推察される」とあるが、これはどういう意味なのか。

○事務局（中川主幹）

- ・ 令和6年度に実施した仙台市市民意識調査では、仙台市基本計画に基づく8つのプロジェクトのうち「杜と水の都プロジェクト」が1位となっており、「都心創生プロジェクト」が2位、「ライフデザインプロジェクト」が3位となっており、魅力ある都心部のまちづくりや、自分らしく充実して暮らせるまちづくりに対して評価を受けている。
- ・ 車両と沿道住民との間で街路樹に対する意識が異なると結論付けた理由について、推察となるが、都心部の街路樹と住宅地の街路樹とで質に対する満足度に乖離があった

ことから、通行者は紅葉や若葉等、街路樹の美しさを体感でき、街路樹に対する評価が高くなるが、道路の面前に住む住民は、落ち葉や根上がり等、普段生活するうえで負担となる問題に直面している。このような背景により、都心部の街路樹と住宅地の街路樹とで評価が乖離したと分析している。

○事務局（水嶋課長）

- ・ 補足として、街路樹について、都心部と住宅地に分けたのは、本市に多数ある街路樹をどのように管理していくかを検討するにあたり、都心部と住宅地とで、管理の仕方や市民のとらえ方が異なるのではないかと考え、これらを把握する意図があった。

○御手洗委員

- ・ もし、百年の杜づくり以外のプロジェクトが認知されていないことが理由で、百年の杜づくりの評価が高いのであればあまり意味がないが、そうではなくて、仙台市民にとって、みどりがシビックプライドを呼び起こすうえで最も評価できるということなのであれば、きちんとアピールすべきであり、みどりは市民が最も素晴らしい地域資源だと考えているという位置づけは明確にしておいた方が良い。
- ・ みどりに関する活動団体の認知度が非常に低いことに衝撃を受けたが、重要なのは、認知度や団体結成数ではなく、実際に多くの市民がみどりを守り、育てる活動に参加することであり、活動の認知度や、活動の参加度合いをはかる指標があると良い。

○佐藤委員

- ・ 杜の都・仙台のみどりをもっと都市ブランディングに活用していただきたい。市外に住んでいるため、仙台に来るたびに仙台のみどりの素晴らしさを感じるが、住んでいるとその印象が希薄になってしまうのではないかと思います。バンクーバーは自然共生都市として有名で、ダウンタウンの隣に 400ha の森林があり、ブリティッシュコロンビア大学の隣にはさらに大きな森林がある素晴らしい都市であるが、仙台市も十分ポテンシャルは高いと感じている。そのポテンシャルを発揮した都市ブランディングが出来ていないことが残念である。全国都市緑化仙台フェアの際に、川崎市長を案内し、青葉山公園から西公園、定禅寺通、勾当台公園までを歩いたが、緑の下をずっと歩けることに感動していた。仙台に住んでいるとそのような価値が当たり前に思えてしまい、市外の方に PR 出来ていないのではないかと思います。なお青葉山公園の仙臺緑彩館が開館して約 2 年となるが、受付での問い合わせで多いのが、アクセスに関するものである。サインが充実していないことが大きな理由で、エリアマップを作成する等、都市ブランディングと組み合わせて取り組んでいただきたい。
- ・ みどりの基本計画を見ると、市内に身近な公園の数や緑の分布状況が把握できるが、みどりの市民意識調査の結果で、身近な公園の役割が、こどもを遊ばせる場所と回答

した割合が約 60%、防災や健康増進と回答した割合がそれぞれ約 30%であったことを踏まえると、既存の公園緑地の分布や各学区内での充実度を基準として都市公園を整備する必要がある。自分の経験として、小学校入学前は、面積が非常に小さいがすぐ隣にあって（アクセスのよい）国分町三丁目北公園で毎日遊んでおり、小学校低学年になると春日町公園、高学年になると西公園などに行動範囲を広げてきた。ひとつの参考（こどもが遊べる公園までの距離）として公園緑地の配置状況を分析していただきたい。また新たなこどもの遊び場づくりを進めていることは良いことだが、既存の公園にも着目していただきたい。全国的に、小さな公園の維持管理には費用が不足しており、住民参加に関する課題も（各自治体では）抱えているが、川崎市では、市内に約 1,200 箇所ある公園を使いこなすために「スターターブック」を作成し、公園愛護協力会の高齢化等にも対応する仕組みづくりに取り組んでいる。

- ・ みどりに関する普及啓発が不十分である。「未来の杜せんだいネット ハナミドリエ」のウェブサイトが開設されたが、より使いこなす必要がある。（市民が）みどりの素晴らしさに気づき、学び、行動すること促進するために、ハナミドリエで中間支援の仕組みを取り込んでいく事業である。ガーデニングだけでなく、みどり全般で活用していただきたい。グリーンインフラの認知度が下がっていることに衝撃を受けており、みどりが持つ機能も併せて P R していただきたい。百年の杜づくりキャラクター「フォレッピー」も忘れられてしまうのではないかと危惧している。福岡市等では、全国都市緑化フェアのキャラクターを自動販売機やコインロッカーにラッピングして、その収益を花やみどりの事業に充当している。キャラクターをうまく活用できると良い。
- ・ みどりに関する D X（デジタルトランスフォーメーション）に関する取り組みがあれば教えていただきたい。

○事務局（中川主幹）

- ・ 本市のみどりの情報発信、みどりによる都市ブランディングについては、試行錯誤している状況であるが、「緑の下を歩ける」という感覚は認識しやすく、この言葉は活用していきたい。緑の分布調査の報告書に掲載されている地表面温度の分布を見ると、街路樹や公園がある場所で温度が低くなっていることを改めて実感しており、これを市民に上手く伝えるよう工夫する必要があると考えている。市民に直感的に伝わるような情報発信や、SNS 等の若者向けの情報発信を強化していきたい。
- ・ ハナミドリエのホームページや SNS では、単にフェアレガシーの取り組みだけを発信するのではなく、公園愛護協力会や、みどりに関する活動等を紹介できるようなプラットフォームを作りたいと考えている。また、花だけではなく、森林や緑地での活動を検討している人たちが協働するための媒体になるような発信を進めていきたいと考えている。

- ・ みどりに関するD Xについては、現状検討出来ていない。

○佐藤委員

- ・ 市内の公園空白地は把握しているのか。

○事務局（中川主幹）

- ・ 把握している。
- ・ 仙台市は、面積の小さな公園が多く、小さな公園が魅力的にならないと、公園が身近なものにならないので、公園マネジメント方針に基づき公園の機能分担等に取り組む必要があると考えている。

○佐藤委員

- ・ 公園を使いこなす仕組みづくりを速やかに出来ると良い。

○事務局（福與参事：公園管理課）

- ・ 現行のみどりの基本計画では、公園の維持管理と利活用推進が重要と考えている。
- ・ 市内のみどりに関する活動団体が1,400団体ほどあるうち、1,360団体が公園愛護協力会であり大多数を占めている。昨年、公園愛護協力会の制度が60周年を迎え、本市の大切なパートナーであるが、団体を結成したもらった後は、活動に関して任せきりにしてしまい、コミュニケーションが希薄であったことを反省している。このため、一昨年度に、全公園愛護協力会に対してアンケート調査を行い、今の課題を把握することから取り組み始めた。課題は、高齢化と活動参加者不足の2つが大きく、その他に、公園を管理するノウハウがない、他の協力会がどんな活動をしているかわからない等があった。これらの課題を踏まえ、昨年度より公園愛護協力会の総括の役割を担う連合会と議論を交わし、みどりの基本計画の計画期間の中で、連合会と市公園管理課、各区公園課がそれぞれ取り組むことを示すプランを作ることとなり、現在、活動推進プロジェクトの作成に着手している。高齢化に伴う人材不足の問題を解決するために、まずは普及啓発が重要であると考えている。現状は、愛護協力会の認知度が約10%と低く、活動していてもビブス等を着用していないので、活動主体が認知されていない。これを踏まえ、広報活動或いはSNSによる若者への発信が重要だと考えている。また多数の協力会が結成されている中で、中学校と連携して活動する等、工夫して取り組んでいる団体もあるので、行政による支援として、そのような取り組みを共有する会報づくりも昨年度開始した。今回のみどりの基本計画の中間見直しにおいて、各委員から意見があったとおり、公園愛護協力会の活動を推進する様々な取り組みを検討したい。
- ・ 公園の利活用の視点では「こども」が大きなキーワードとなる。仙台市政としても

「こども」、「子育てが楽しいまち」を重要視しており、特に屋外の遊び環境として、身近な遊び環境として最初に挙げられるのは公園なので、公園を何とかしたいと考えている。約 1,300 公園ある街区公園の質を一律に上げるのは困難であるが、地域との連携が重要であると考えている。ハード面で対応すべきものもあれば、プレーパークの活動の拡充や、保育所・児童館との連携等、ソフト面で対応できるものもあると考えており、みどりの基本計画の下半期において、施策をきちんと進めていきたい。

○佐藤委員

- ・ 公園愛護協会の交流促進に丁寧に取り組んでおり安心した一方で、公園での活動を求めている若い世代は多くいるが、公園愛護協会の活動に参加しづらい部分があると思う。若い世代などによる公園での活動を支援する仕組みを作れると良い。公園愛護協会も頑張っているが、10 年、20 年後を考えると、今から公園愛護協会の推進と並行して、新しい仕組みづくりに取り組めると良い。

○事務局（福與参事）

- ・ 公園愛護協会の活動も維持管理だけでなく、参加者が楽しめる取り組みが加わると、若者に興味を持っていただけると考えるので、今後検討していきたい。

○舟引会長

- ・ 参考資料 1－1 で示している都心部の温度分布は、以前の緑の分布調査でも示しているのか。

○事務局（岩淵主幹）

- ・ 前回（令和元年度）の調査から示している。

○舟引会長

- ・ 一般的に温度分布は都心ほど赤色が濃くなる（＝温度が高くなる）が、この資料ではそうならならず、目を疑ってしまった。そのくらいすごいということをいかに PR していくかが課題である。仙台市総合計画の一丁目一番地にグリーンインフラと明記していながら、市民のグリーンインフラの認知度が低いのは、「グリーンインフラ」という言葉を市職員もうまく説明できていないことが理由なのではないか。この温度分布図はまさに論より証拠で、伝わりやすい資料と考える。雨水流出抑制の話を含め、どう市民に届くよう発信するか検討いただきたい。
- ・ 観光について計画に記載するのは簡単だが、具体的に何をするのか考えておく必要がある。日本の国際経常収支では、赤字として知的財産権の使用料が海外に出ていく一

方で、それを観光収入が相殺しているという構図になってきている。仙台市として、観光振興プラン、また都市ブランディングについて本気で取り組むのであれば、その大きな手段である公園づくりや緑化、これらをどう受け止め、観光に寄与させていくのかははっきり打ち出していないといけない。観光で市の税収が増えたとして、その資金を公園緑地の分野に振り向け、還元させるところまで戦略的に考え、推進していく必要がある。次期計画に向けて、建設局だけではなく観光部局も含め、現計画の下半期できちんと議論をしていただきたい。

- ・ みどりの基本計画の中間見直しについては、この方向で進めることでよろしいか。
(委員一同了承)

(2) 報告事項

①西公園の屋内遊び場の整備について

○事務局（和泉室長：公園整備課青葉山公園整備室）

—資料5について説明—

○平塚副会長

- ・ 整備対象地は、本来「多目的広場」とする計画であったはずで、2021年の第90回審議会の際に、土系舗装にするか、芝生広場にするか、委員の間で議論となっている。こどもの広場として活用し、たとえば夏にミストを噴霧する、秋には屋外アート展を開催する等、活用の自由度が高い広場を整備するものと想像していたので、屋内遊び場については、唐突に感じる。当該施設がなぜこの場所に整備されることとなったのか。西公園ではなく、街中の既存のビルではいけないのか。
- ・ 整備対象地から広瀬川方向を眺めると、右手に地下鉄東西線の高架や仲の瀬橋、左には大橋が見える。対岸は河岸段丘となっており、段丘上の林で背後の建物は見えず、「緑の壁」のようになっている。その手前に広瀬川、さらに手前に河川敷が広がり、整備対象地へとつながる立地となっている。仙台市の都市部の自然・景観の中で最も優れた場所だと考える。大橋や対岸から整備対象地を見た場合、整備する建築物が大規模でなければ、公園内のヒマラヤスギ林（保存樹林）によりうまく遮蔽される。建物の想定規模や、整備対象地内の樹木の伐採の有無について伺いたい。また、全国都市緑化仙台フェアの際に大型テント等の機動性の高い可動式の仮設建築物を使った経験は、どのように活かされるのか。
- ・ 施設の運用・運営についてどのように考えているのか。これまでに発表されている資料を見ると、屋内施設と屋外施設を連携することを検討しているようだが、両者分けて検討した方が良いと考える。全国都市緑化仙台フェアの際に整備したせせらぎ水路の利用を想定していると思うが、屋外活動が中心であれば、自然公園のレンジャース

テーション規模の建築物なら想像できる。しかし大規模な建築物を整備することについては抵抗がある。

- ・ 当審議会としては、雨庭など、みどりによる雨水流出抑制をテーマとしている。整備対象地の雨水浸透機能について着目している中、当該施設のような大型建築物を整備することには疑問がある。

○事務局（和泉室長）

- ・ 当初は、多目的広場を整備し、大小様々なイベントや小さなこどもがボール遊びをできるような多目的広場を計画していた。西公園内にはお花見広場や、地下鉄駅前の芝生広場があり、近隣の青葉山公園に広場が整備されたことから、市民プール跡地を含めた周辺エリアの広場機能としては、充分確保できていると考えている。

○事務局（大宮課長：子育て応援都市推進課）

- ・ 本市では、「遊び」をこどもの健やかな成長の原点と位置付けており、身近な公園を利用し自由な遊びを提供するプレーパークの推進等に取り組んできた。様々な遊び環境の充実の取り組みを進めてきた中で、子育て世帯の市民から、天候に関わらず存分に楽しめる大型の屋内遊び場の整備に対する期待が高まっていると捉えている。仙台市市民意識調査において、みどりの施策に対する市民の評価が全施策の中で1番高い一方、こどもに関する施策への評価は、最下位となっていることもあり、市民の期待に応えていく必要があると考えている。
- ・ 大型の屋内遊び場の整備箇所の検討に際し、仙台市全域から多くの方に利用していただく施設となることを想定し、市の中心部、かつ公共交通機関の利便性も高い立地である必要があること、また単に屋内で遊ぶことで完結するのではなく、屋内遊び場を拠点として、本市の魅力である自然を活かした外遊びも可能となる立地であることが条件であった。西公園はこれらの要素を十分に満たしている。加えて西公園再整備基本構想で示す、整備予定地の整備方針や、整備予定地の北側において、インクルーシブ遊具の整備が進められていることを踏まえると、こどもの遊びの空間として親和性が高い場所であり、西公園の魅力を高める施設となると考える。
- ・ 施設の規模については、今年度策定する基本計画で示すこととしており、現時点では、明確に決まっていない。山形や福島等近隣自治体の事例を踏まえると延床面積は、約1,000㎡から3,000㎡と様々であり、先行事例を参考としつつ、現地の敷地や景観等の与条件を考慮して検討したい。
- ・ 運営・運用面の詳細な検討は今後行うこととしており、屋外に整備される遊具を含めた一体的な公園施設の管理や、河川敷のせせらぎ水路等の親水空間との連続性をもつ可能性のある施設であることを踏まえた施設運営については、検討しうるものと考えている。

○平塚副会長

- ・ 遊具ゾーンやアーバンスポーツゾーンに加えて、自然要素の強い河川敷においてより多くのこどもたちを安全に遊ばせることとなると、経験豊富な信頼できるスタッフを一定数配置する必要がある。屋内遊び場を整備しても、施設を適切に活用できるスタッフを充実させないと上手くいかないと考える。
- ・ 当該施設は、市内全域および周辺地域を対象とした広域的な利用を想定しているのか。あるいは、子育て世代の多い宮城野区や太白区にも、当該施設より規模の小さいものをサテライト施設として整備する計画があるのか。

○事務局（大宮課長）

- ・ こどもが遊べる屋内環境として、0歳から18歳未満を受け入れている児童厚生施設である児童館を概ね小学校区1区あたり1館整備しており、他都市と比較して充実した整備状況となっている。また各区には、地域の子育て支援拠点として、乳幼児向けの施設である「のびすく」を整備し親子で遊べる空間を設ける等、地域ごとにこどもが遊べる屋内環境を整備しているが、いずれの施設も体を大きく動かし、多人数を受け入れる規模ではない。天候に関わらず安心な環境で体を大きく動かして遊べる環境の整備の需要に応えるため、現時点では、市全域の市民に利用される施設を、市の中心部1箇所に整備することとしている。

○佐藤委員

- ・ 西公園内に屋内遊び場ができることは親子にとって良いことだが、ショッピングモールにあるような遊び場ではなく、公共空間にあり、こどもたちの成長や地域社会の活性化に繋がるような施設であるべきである。資料5では施設のコンセプトは把握しきれないが、自然を活用した遊びや、屋外の遊びと連続性を取り入れることを目指すのは良いことであり、具現化のために運営体制を整える必要がある。西公園ではプレーパークの団体が約20年、地道に活動しており、素晴らしい。プレーパークは現在、全国でネットワークが広がっており、各自治体によるプレーパークを活用した公園づくりが進んでいる。

- ・ 事例を3つ、紹介する。

練馬区の「こどもの森」は、プレーパークを主眼にした公園で、面積が3,600㎡とそれほど大きくないが非常に人気で、地面から草が生えてこないほどに子供たちに利用されている。こどもが自然の中で遊ぶことを親が求めていると感じられる。

都立狭山公園では、都知事が子育てを重視している中、環境教育や自然体験を行う施設であるレンジャーステーション的な施設を整備しており、今年もしくは来年開館予定である。こどもたちが公園の中で自然体験をし、指定管理団体のパークレンジャー

が、環境教育を担っていくこととなる。

岐阜県各務原市に大規模な2つの公園の間に、飛騨五木株式会社と一般社団法人かかみがはら暮らし委員会の2社により、Park - PFI制度を活用してパークブリッジが整備され、その中に「遊び創造 labo」という屋内遊び場がある。雨天の時にも遊べるほか、様々な地域の活動と関連させたプログラム、遊具の貸出等外で遊べる仕組みがある。この施設のすごい点は、まちづくりと関連させた活用をしていることである。公園に多くの人が来るため、周辺の地域の空き店舗・空き家が次々とリノベーションされ、施設利用者が立ち寄り、地域住民と交流できる場所が創出されまちづくりに寄与している。

- ・ 単にこどもの遊び場をつくるだけでなく、こどもたちが未来を担うための環境教育を実施できる場所を創出する、また地域の活性化を図るという大きな視点で、当プロジェクトを進めていただきたい。

○舟引会長

- ・ 本件については、引き続き審議会場で進捗を報告いただきたい。
- ・ 資料5の図2は、敷地の中心にむやみに建築物だけが存在感を誇示し、デッドスペースが多数発生する設計を誘導してしまう危険なポンチ絵である。現場はさほど狭くなく、屋外活動との連続性を考慮するのであれば、一定程度建築物を端に寄せた方が、屋外活動のためのオープンスペースが確保できる。また、屋外空間であっても屋根があるという構造も検討でき、屋外と屋内を一緒にデザイン、プランをするということであれば、西公園に当該施設を整備する意義が高まる。屋内遊び場の整備担当の部局は公園部局ではないだろうが、公園部局とよくアクティビティを相談して検討していただきたい。
- ・ 4、5年ほど前まで、隈研吾氏が設計し、昨年開館したカクヒログループスーパーアリーナ（青森市総合体育館）の計画に4、5年携わっていた。約5,000㎡の体育館だが、サブアリーナとメインアリーナのそれぞれの壁が片方空くようになっており、その間の空間に屋根を置いて1つの空間として利用できる画期的な構造となっている。屋外の利用と一体とし、面前には芝生広場が広がっている等、公園のアクティビティを優先した形で体育館をどう活用するかという発想のもとに整備された施設なので、ぜひ視察していただきたい。
- ・ ほかに意見がなければ、本案件については、以上とする。
(委員一同了承)

(3) その他

○舟引会長

(第42回全国都市緑化ぎふフェアの案内)

3. 閉会

○事務局（水嶋課長）

—閉会—